

10月1日から「年金生活者支援給付金制度」がはじまります

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受取りには請求書の提出が必要です。案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

対象

■老齢基礎年金を受給している人

以下の要件をすべて満たしている必要があります

- ◆65歳以上である
- ◆世帯員全員が市町村民税が非課税となっている
- ◆年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である

■障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している人

以下の要件を満たしている必要があります

- ◆前年の所得額が約462万円以下である



◀厚生労働省特設サイト

請求手続き

①平成31年4月1日以前から年金を受給している人

対象者には、日本年金機構から請求手続きの案内が9月上旬から順次届きます。同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）を記入し、日本年金機構に提出してください。

②年金の受給開始が平成31年4月2日以降の人

年金事務所または街角の年金センター中津で請求手続きをしてください。

※国民年金のみの方は、市保険年金課もしくは各支所総務・住民課でも手続きができます。

【日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください】

日本年金機構や厚生労働省から、口座番号を聞いたり、手数料などの金銭を求めたりすることはありません。

◎制度など詳しく知りたい場合や、請求などで困ったときには、「給付金専用ダイヤル」または年金事務所にお電話ください。

「給付金専用ダイヤル」 ☎0570-05-4092（ナビダイヤル）

■問合せ先 別府年金事務所（☎0977-22-5111）

10月診療分から 重度心身障がい者医療費助成の 窓口申請が不要になります！

障がいのある人やご家族の負担軽減を図るために、市役所窓口での重度心身障がい者医療費助成にかかる申請手続きが不要となります（自動償還払方式）。対象者には重度心身障がい者医療費受給者証が交付されますので、病院や薬局を受診する際に、必ず提示してください。なお、受給者証の取得には、市役所窓口での手続きが必要となります。

重度心身障がい者医療費助成とは

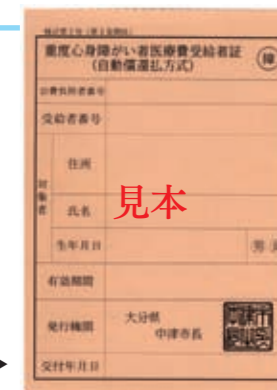
重度の障がいがある人（身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級）が病院・薬局で支払った金額のうち、医療保険適用の自己負担分を助成する制度です（所得制限あり）。

1つの医療機関（病院と薬局は合算）で月1,000円以上の医療費を支払った場合に助成されます。

重度心身障がい者医療費受給者証の申請方法

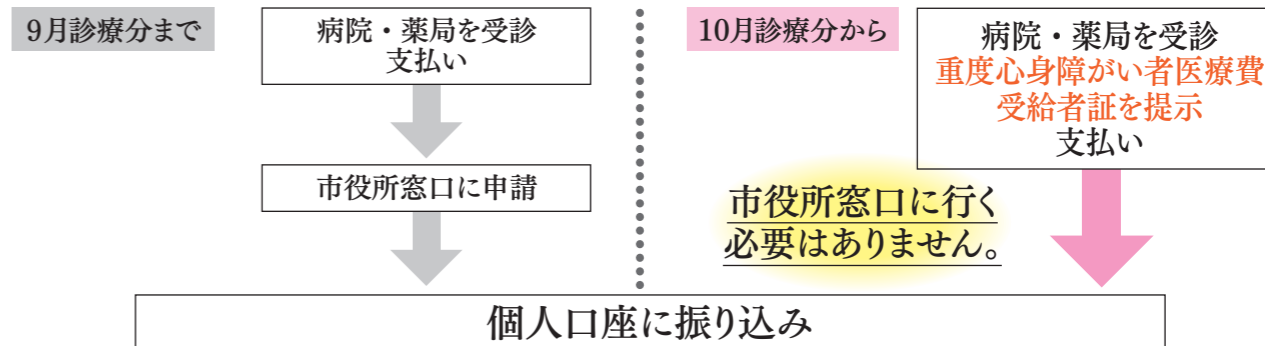
下記の必要書類を準備のうえ、市役所窓口で申請してください。

- 障害者手帳
（身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級）
- 印鑑
- 通帳
- 保険証
- マイナンバーカードまたは通知カード



受給者証▶

受診後の流れ



※重度心身障がい者医療費受給者証を提示しなかった場合は、領収書を持参のうえ、市役所窓口での申請が 必要です。

注意事項

- 9月診療分までは市役所窓口での申請が必要です。
- 下記の場合は、これまでどおり市役所窓口での申請が必要です。
 - ①医療保険であんま・マッサージ・指圧・鍼灸・柔道整復などを受診した場合
 - ②補装具費などの自費払いがある場合
 - ③県外にある医療機関を受診した場合
- 医療費に未払いがある場合は、お支払いが完了するまで助成されません。
- 助成金の支給は診療月から3か月後に変わります。支給日は現行どおり26日（土日祝の場合は翌平日）です。（例）10月診療分 ⇒ 令和2年1月27日(月)

■問合せ・申請先 社会福祉課（☎22-1111・内線296）、各支所総務・住民課

観光PR

パーソンを紹介します

中津市が大好きなので、積極的に笑顔でPRしていきたいです。

中山礼さん

職業：国土交通省 山国川河川事務所非常勤職員
趣味：スポーツ観戦

中津に多くの人が来てもらえるよう、各地で種をまいて、中津でその花がたくさん咲くよう頑張りたいです。

畑野直紀さん

職業：グランプラザ中津ホテル 職員
趣味：城、神社仏閣巡り

「中津市観光PRパーソン」とは、市内外のイベントなどで市の観光PR活動の実施や、観光ポスターなどのモデルとなり、観光宣伝および情報発信を行う人のことです。

8月から、畑野さん・中山さんのお二人が中津市観光PRパーソンとして活動しています。早速、今号の表紙にも登場していただきました！

■問合せ先 観光推進課（☎22-1111・内線392）